

雫石町小規模工事等契約希望者登録制度について

この制度は、入札参加の資格を持たない業者を対象に、町が発注する小規模な工事や修繕の受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定することにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

■ 小規模工事等の範囲について

小規模な建設工事や修繕でその内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の契約金額が50万円以下のものです。

■ 登録できる方

雫石町に主たる事業所（本社又は本店）又は住所を有し、建設業を営んでいる方で建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は登録することはできません。

■ 登録できない方

- ① 町税を滞納している方
- ② 雫石町競争入札参加資格者名簿に登載されている方
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
※例：電気工事、管工事等

■ 登録できる業種

登録できる業種は、建設業法で定めている業種で、3種類までとします。（別表「小規模工事等の例示」を参照してください。）

登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し町役場総務課財産管理担当へ提出してください。（申請書は町役場総務課財産管理担当で配付します）

- ① 町税の納税証明書（申請時点で3ヶ月以内のもの・写し可）
- ② 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ③ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

■ 登録の受付及び有効期間

登録受付期間 令和8年2月2日から令和7年3月13日まで
 土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで
 ※この期間以降にも随時受付いたします。

登録有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
 ※令和8・9年度

■ 契約

原則として複数の業者での見積競争により、最低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りを依頼されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注担当課に連絡してください。

また、登録した方は、町が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

■ 工事等の施工

- ① 受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸なげ）できません。
- ② 工事等の施工は、雫石町契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。

問い合わせ・登録受付先

町役場 総務課 財産管理担当

TEL 692-6489(直通)

別 表

小規模工事等の例示

業 種	工事の内容
土木工事業	
建築工事業	
大工工事業	大工工事・型枠工事
左官工事業	左官工事・モルタル工事・吹付け工事
とび、土工、コンクリート工事業	とび工事・足場等仮設工事・鉄筋組立て工事・工作物 解体工事・杭工事・土工事・コンクリート工事・外構 工事
石工事業	石積み工事・コンクリートブロック積み工事
屋根工事業	屋根葺き工事
電気工事業	屋内配線工事・引込線工事・照明設備工事
管工事業	冷暖房設備工事・空調設備工事・厨房設備工事・衛生 設備工事
タイル、レンガブロック工事業	コンクリートブロック積み・レンガ積み工事・タイル 張工事
鋼構造物工事業	門扉設置工事・屋外広告工事
鉄筋工事業	鉄筋組立工事・ガス溶接工事
舗装工事業	アスファルト舗装工事・コンクリート舗装工事
しゅんせつ工事業	河川等の水底をしゅんせつする工事
板金工事業	板金加工取付け工事
ガラス工事業	ガラス加工取付け工事
塗装工事業	塗装工事・ライニング工事・路面標示工事
防水工事業	モルタル防水工事・シーリング工事・シート防止工事
内装仕上げ工事業	インテリア・天井仕上げ工事・壁張り工事・畳工事・ ふすま工事・家具工事・防音工事・内装間仕切り工事
機械器具設備工事業	給排機器設置工事・揚排水機器設置工事
電気通信工事業	電気通信設備工事・電気通信機械設置工事・放送機械 設置工事・データー通信設備工事
造園工事業	植栽工事・植木の刈込み・芝刈り
さく井工事業	さく井工事・揚水設備工事
建具工事業	建具取付工事・サッシ取付工事・シャッター取付工事